

## 専用サービス契約約款【現改比較表】 2026年3月1日現在

～2026年3月31日

2026年4月1日～

### ▲専用サービス契約約款（平成11年経企第27号）

実施 平成11年7月1日

目次（略）

第1章～第13章（略）

別記（略）

料金表

通則（略）

第1表 料金（附帯サービスの料金を除きます。）

第1類 一般専用サービスに関する専用料

第1 臨時専用契約以外の契約に関するもの

1（略）

2 料金額

2-1（略）

2-2 加算額

(1)（略）

(2) 接続料を要するとき。

加算料

月額

品目		品目	単位	料金額
帯域品目	自由利用	3.4kHz	専用回線1回線ごとに	<u>41,000円</u> (45,100円)
		3.4kHz(S)	専用回線1回線ごとに	<u>41,000円</u> (45,100円)
	目的利用	音声伝送	専用回線1回線ごとに	<u>41,000円</u> (45,100円)
符号品目		50b/s	専用回線1回線ごとに	<u>49,000円</u> (53,900円)

### ▲専用サービス契約約款（平成11年経企第27号）

実施 平成11年7月1日

目次（略）

第1章～第13章（略）

別記（略）

料金表

通則（略）

第1表 料金（附帯サービスの料金を除きます。）

第1類 一般専用サービスに関する専用料

第1 臨時専用契約以外の契約に関するもの

1（略）

2 料金額

2-1（略）

2-2 加算額

(1)（略）

(2) 接続料を要するとき。

加算料

月額

品目		品目	単位	料金額
帯域品目	自由利用	3.4kHz	専用回線1回線ごとに	<u>65,000円</u> (71,500円)
		3.4kHz(S)	専用回線1回線ごとに	<u>65,000円</u> (71,500円)
	目的利用	音声伝送	専用回線1回線ごとに	<u>65,000円</u> (71,500円)
符号品目		50b/s	専用回線1回線ごとに	<u>61,000円</u> (67,100円)

## 専用サービス契約約款【現改比較表】 2026年3月1日現在

～2026年3月31日

2026年4月1日～

備考

- 1 当社は、[令和7年4月1日から令和8年3月31日](#)までの期間に限り、この料金額を適用します。
- 2 当社は、[令和8年4月1日以降](#)の加算料については、別途算定することとします。

第2 (略)

第2類 高速デジタル伝送サービスに関する専用料

第1 臨時専用契約以外の契約に関するもの

- 1 (略)
- 2 料金額
  - 2-1 (略)
  - 2-2 加算額
    - 2-2-1～2-2-4 (略)
    - 2-2-5 他社接続回線が東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社に係るものとなるとき

加算料

月額

他社接続回線の品目	単 位	料 金 額
64kb/sのもの	専用回線1回線ごとに	<u>32,000円 (35,200円)</u>
128kb/sのもの	専用回線1回線ごとに	<u>50,000円 (55,000円)</u>
1.5Mb/sのもの	専用回線1回線ごとに	<u>496,000円 (545,600円)</u>

備考

- 1 当社は、[令和7年4月1日から令和8年3月31日](#)までの期間に限り、この料金額を適用します。
- 2 当社は、[令和8年4月1日以降](#)の加算料については、別途算定することとします。

第2 (略)

第3類～第12類 (略)

第2表～第3表 (略)

備考

- 1 当社は、[令和8年4月1日から令和9年3月31日](#)までの期間に限り、この料金額を適用します。
- 2 当社は、[令和9年4月1日以降](#)の加算料については、別途算定することとします。

第2 (略)

第2類 高速デジタル伝送サービスに関する専用料

第1 臨時専用契約以外の契約に関するもの

- 1 (略)
- 2 料金額
  - 2-1 (略)
  - 2-2 加算額
    - 2-2-1～2-2-4 (略)
    - 2-2-5 他社接続回線が東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社に係るものとなるとき

加算料

月額

他社接続回線の品目	単 位	料 金 額
64kb/sのもの	専用回線1回線ごとに	<u>48,000円 (52,800円)</u>
128kb/sのもの	専用回線1回線ごとに	<u>88,000円 (96,800円)</u>
1.5Mb/sのもの	専用回線1回線ごとに	<u>1,012,000円 (1,113,200円)</u>

備考

- 1 当社は、[令和8年4月1日から令和9年3月31日](#)までの期間に限り、この料金額を適用します。
- 2 当社は、[令和9年4月1日以降](#)の加算料については、別途算定することとします。

第2 (略)

第3類～第12類 (略)

第2表～第3表 (略)

専用サービス契約約款【現改比較表】 2026年3月1日現在

～2026年3月31日

2026年4月1日～

[附 則（令和8年2月10日 CNS 2サ第000400018114-01号）](#)  
[この改正規定は、令和8年4月1日から実施します。](#)